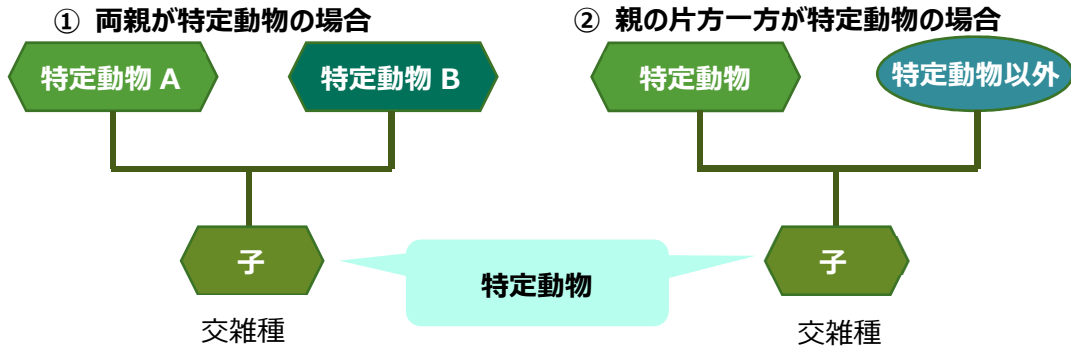


# 動物の愛護及び管理に関する法律が改正されました

○ 令和2年6月1日以降、特定動物の規制が変わります ○

## 1 特定動物に交雑種が追加されました

特定動物の対象に、特定動物が交雑して生じた動物が加わりました。



※交雑種どうしの交配により生まれた子は、特定動物ではありません。

## 2 愛玩目的での飼養または保管が禁止されました

令和2年6月1日から、愛玩目的での特定動物の飼養・保管が禁止されました。

ただし、令和2年5月31日までに愛玩目的での飼養・保管の許可を得て、飼養・保管している場合には、飼養・保管している個体に限り、飼養の継続が可能です。

○ 動物愛護管理法の改正、特定動物の飼養または保管について詳しくは飼養施設の所在地を管轄する保健所にお問い合わせください。

<香川県>

- 東讃保健所 衛生課（管轄区域：さぬき市、東かがわ市、三木町、直島町）  
所在地：さぬき市津田町津田 930-2 TEL：0879-29-8272
- 小豆保健所 衛生課（管轄区域：土庄町、小豆島町）  
所在地：小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5 TEL：0879-62-1374
- 中讃保健所 衛生課（管轄区域：丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町）  
所在地：丸亀市土器町東八丁目 526 TEL：0877-24-9964
- 西讃保健所 衛生課（管轄区域：観音寺市、三豊市）  
所在地：観音寺市坂本町七丁目 3番 18号 TEL：0875-25-4383

<高松市内に飼養施設がある場合>

高松市保健所生活衛生課

所在地：高松市桜町一丁目 10-27 電話：087-839-2865

